

## 背景・目的

公共工事の中長期的な担い手の確保のため、働き方改革の推進と併せて、生産性の向上が急務となっている。

令和元年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(品確法)では、受発注者の責務として、工事実施や工事監督業務の効率化のため、情報通信技術の活用を図るよう努めることとされている。また、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として、国が定めた「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」においては、工事現場等の「三つの密」対策を徹底するために、打合せ等における情報通信技術の活用が有効な対策の一つとされている。

これらを踏まえ、道建設部では、工事現場において「段階確認」、「材料確認」と「立会」を必要とする作業に情報通信技術を活用した遠隔臨場を適用するため、令和2年6月に「工事現場の遠隔臨場に関する試行要領」を策定。

## 遠隔臨場とは

タブレットやスマートフォン等のモバイル端末を使用して、映像と音声の双方向通信を行い、工事現場にいる受注者と、事務所等にいる発注者(工事監督員)が、リアルタイムで「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うもの。

## 試行の内容

遠隔臨場の実施による受発注者双方における業務の効率化など取組効果の確認や、通信環境など継続して実施していく上での課題の抽出を行う。

## 1. 試行対象

今年度の試行においては、全道で50件の工事度を発注者指定型として実施することを目標とする。

※ 当初に試行対象とした工事以外でも、契約後に受注者から、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として、遠隔臨場を行いたい旨の申し出があった場合や、発注者から遠隔臨場の提案を行った場合は、受発注者の協議の上、発注者指定型として実施することが可能とする。

## 2. 費用負担の概要

**発注者指定型** : 試行にかかる費用のうち、従来の費用から追加が必要な分を、共通仮設費の技術管理費に積み上げ計上。※

**発注者指定以外** : 試行にかかる費用のうち、従来の費用に対して追加が必要な分は、受注者の負担とする。

※ 従来の立会・確認に要する費用は、共通仮設費として率計上されているため、本試行にあたって追加で必要となる費用を計上。

## 3. 発注者指定型の場合の費用計上

下記の費用を、受注者からの見積もりを基に、共通仮設費の技術管理費に積上げ計上。なお、積み上げた費用は、現場管理費・一般管理費等の間接費の対象外とする。

- ・ 機器の賃料（撮影機器、モニター等）の賃料（又は損料）※
- ・ 機器の設置費（移設費）
- ・ 通信費
- ・ その他（ソフトウェアに係るライセンス料、使用料等）

※ 下記に例示する機器の費用について、原則は賃料を計上するが、受注者が所持している機器を使用する場合や、やむを得ず新たに購入せざるを得ない機器がある場合は、損料として、購入費に、機器の耐用年数に対する該当工事での使用期間の割合を乗じた分を計上する。

- ・ カメラ、アプリケーションソフト、ネットワークオペレーティングシステム：（5年）
  - ・ ハブ、ルーター、リピーター、LANボード：（10年）
- ※（ ）内の数字は、耐用年数。（国税庁HPより）

## 4. フォローアップ調査

今年度の試行工事の受発注者を対象に、フォローアップ調査を実施する。（発注者指定以外を含む。）  
調査内容等については改めて依頼。